茨木市		ハ
八尾市		
寝屋川市		ヘ
大東市		
箕面市		
柏原市		ヘ
東大阪市		
四條畷市		ホ
兵庫県	神戸市	
	姫路市	
	尼崎市	ニ
	芦屋市	ロ
	伊丹市	ハ
	相生市	イ
	加古川市	ヘ
	宝塚市	ホ
	高砂市	ハ
	たつの市	ニ
奈良県	橿原市	ホ
	香芝市	ヘ
	吉野郡吉野町	ハ
	吉野郡大淀町	ニ
和歌山県	和歌山市	
	御坊市	ロ
	田辺市	イ
	東牟婁郡那智勝浦町	ホ
	東牟婁郡串本町	ヘ
鳥取県	鳥取市	
	米子市	

島根県	松江市	ハ
	浜田市	
	出雲市	ニ
岡山県	岡山市	ニ
	倉敷市	ハ
	美作市	
広島県	広島市	
	福山市	
	山県郡北広島町	
山口県	下関市	
	宇部市	ニ
	防府市	ハ
徳島県	徳島市	ホ
	小松島市	ヘ
	板野郡藍住町	ロ
	板野郡板野町	イ
香川県	高松市	ロ
	丸亀市	イ
	東かがわ市	ハ
	三豊市	ニ
愛媛県	松山市	
	今治市	
	四国中央市	ヘ
	西予市	ホ
高知県	高知市	
	安芸市	ホ
	四万十市	ヘ
福岡県	北九州市	
	福岡市	

宮若市		
糟屋郡志免町		ホ
糟屋郡須恵町		ヘ
佐賀県	唐津市	
	伊万里市	イ
	武雄市	ロ
長崎県	長崎市	
	佐世保市	
	大村市	ニ
	雲仙市	ハ
熊本県	熊本市	
	山鹿市	
	阿蘇郡小国町	ホ
	葦北郡芦北町	ヘ
大分県	大分市	
	中津市	ハ
	日田市	ニ
宮崎県	宮崎市	ヘ
	都城市	ホ
	日南市	ロ
	西都市	イ
鹿児島県	鹿屋市	ロ
	日置市	
	霧島市	イ
	南九州市	ニ
	薩摩郡さつま町	ハ
沖縄県	那覇市	
	宜野湾市	ホ

浦添市		
名護市		
沖縄市		
南城市		ヘ
国頭郡本部町		ヘ
中頭郡北中城村		ロ
中頭郡中城村		イ
島尻郡与那原町		ホ

（注）一　個人企業経済調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる平成二十二年十二月二十日現在における名称及び区域によるものとする。

二　この表に掲げる市町村のうち、「備考」欄に記載のあるものの区域を調査地域とする期間については、その記載の区分に応じ、次のとおりとする。

「イ」とあるもの　平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで

「ロ」とあるもの　平成二十三年四月一日から同年九月三十日まで

「ハ」とあるもの　平成二十四年一月一日から同年三月三十一日まで

「ニ」とあるもの　平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日まで

「ホ」とあるもの　平成二十三年四月一日から同年六月三十日まで

「ヘ」とあるもの　平成二十三年七月一日から平成二十四年三月三十一日まで